

諮問日：令和5年8月22日（諮問第132号）

答申日：令和6年5月30日（答申第129号）

事件名：児童手当法に基づく児童手当支給事由消滅処分についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和4年9月15日付けで行った児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分について取消しを求める審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成25年8月5日、審査請求人は、処分庁に対し、〇〇〇〇（以下「子」という。）を支給要件児童として、児童手当法第7条第1項に基づく認定請求を行い、同年9月6日付けで同項の認定を受け、同月から児童手当の受給を開始した（乙第6号証）。
- 2 令和4年5月24日、審査請求人の配偶者である〇〇〇〇（以下「配偶者」という。）から処分庁に対して、児童手当法第7条第1項に基づく認定請求がなされた（乙第1号証）。
- 3 令和4年7月7日、処分庁は、配偶者の受給資格を認定し、同年6月分から児童手当の支給を開始した（乙第6号証）。
- 4 令和4年9月15日、処分庁は、審査請求人に対し、児童手当の支給事由が消滅した日を「令和4年5月11日」、消滅の理由を「児童と同居している配偶者等が受給することになったため。」として、児童手当支給事由消滅処分（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1号証および乙第7号証）。
- 5 令和4年12月15日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

- 1 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）

(1) 第1条（目的）

この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てにつ

いての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

(2) 第4条（支給要件）

1 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(3) 第7条（認定）

1 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

(4) 第8条（支給及び支払）

1 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

2 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）

(1) 第1条の4（認定の請求）

1 法第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第2号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

七 一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(2) 第10条（児童手当の支給に関する通知）

市町村長は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行つたときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。

3 児童手当市町村事務処理ガイドライン（「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添））

(1) 第22条（職権に基づく支給事由消滅の処理）

受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によつて児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。

二 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

4 ○○○○市児童手当法施行細則（○○○○年○○○○市規則第○○○○号）

(1) 第3条（職権に基づく支給事由消滅の処理）

市長は、受給者が省令第7条第1項又は第2項の届書を提出しない場合において、公簿等によつて次の各号のいずれかに該当し、当該受給者に対し児童手当を支給す

べき事由が全て消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該受給者の支給事由の消滅の処理を行うものとする。

(2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至ったとき。

5 行政手続法（平成5年法律第88号）

(1) 第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 省略

(2) 第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）

1 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一～二 省略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

2022年（4/30日）、一方的に夫（〇〇〇〇人）と娘が家出をした。

現在離婚調停中であるが連れ去り別居の為、娘はまだ夫と一緒にいる状態であるが、まだ調停で決着がついていない為、現時点での判断に納得がいかず不服申立てをしました。

私は支給要件の児童と夫により一方的に別居している状態であるが2022年4月30日までは、私が娘と夫を扶養している立場であり監護においても主で実施をしていた。現在も娘とは電話のやり取りをしており、〇〇〇〇ケイタイ代金も支払いは現在も私が払っており、ケイタイの名義も私であり、事実であることを申し立てます。

そして、最低でも決着がつくまでは児童手当の支給保留を求めたい。

2 処分庁の主張

- (1) 児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母に支給することとされている（法第4条第1項第1号）が、父母が共同で児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、父母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされることとなっている（法第4条第3項）。

ただし、法第4条第3項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父母と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされることになっている（法第4条第4項）。

- (2) 国は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言として、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）を発出している。当該通知の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）第22条第2号は、「法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合」を職権に基づく支給事由消滅の処理ができる場合の一つとして定めており、〇〇〇〇市児童手当法施行細則（〇〇〇〇年規則第〇〇〇〇号。以下「施行細則」という。）第3条第2号も、同様のことを定めている。
- (3) 本件においては、配偶者から処分庁に対して法第7条第1項に基づく認定請求がなされたことによって、審査請求人が令和4年5月9日に配偶者から離婚調停を申し立てられたこと、遅くとも同月11日以降、配偶者と子が同居しており、審査請求人は配偶者及び子と同居していないこと及び審査請求人と配偶者の生計が同一でないことを処分庁として把握したことから、法第4条第4項、ガイドライン第22条第2号及び施行細則第3条第2号の規定に照らして審査請求人の受給事由が消滅したと認定し、本件処分を行ったものである。
- (4) この点、審査請求人も、審査請求書に記載のとおり、配偶者と子が同居しており、審査請求人は配偶者及び子と同居していないことを認めているところである。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 審査請求人が児童手当の支給要件を満たすか

ア 児童手当は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母であって、日本国内に住所を有するものに対して支給される（法第4条第1項第1号）。父と母の双方が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、父または母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる（同条第3項）が、父および母が生計を同じくしない場合において、そのいずれかが当該児童と同居しているときは、当該児童は、当該同居している者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる（同条第4項）。

イ 本件では、審査請求人は、支給要件児童である子と電話でやりとりをするなどしており（口頭意見陳述結果）、子に対して一定の監護権の行使をしていることが認められる。また、子の携帯電話代を負担していることを示す請求書を提出しており（甲第2号証および甲第7号証）、子の生計の一部を負担していることが認められる。

しかしながら、審査請求人と配偶者は、家庭裁判所での夫婦関係等調整調停において、離婚協議中であることから、審査請求人と配偶者は生計を同じくしないことが認められる（乙第1号証および口頭意見陳述結果）。また、処分庁が審査請求人の支給事由が消滅した日と認定した令和4年5月11日時点においては、審査請求人は子と別居し、配偶者が子と同居していることが認められる（乙第1号証および口頭意見陳述結果）。したがって、法第4条第4項の規定により配偶者が、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる。

その結果、審査請求人については、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする母にあたらないことになり、法第4条第1項第1号の支給要件を欠くこととなる。

ウ したがって、児童手当の支給要件を欠く審査請求人に対して処分庁が行った本件処分に、違法な点があるとはいえない。

(2) 審査請求人の主張についての検討

ア 審査請求人は、「支給事由消滅を数日間で行う根拠を明確に示して欲しい」と主張し、子が配偶者とともに審査請求人宅を出た令和4年4月30日から支給事由が消滅した日と認定されている同年5月11日まで、12日間しかなく、審査請求人と子が別居するに至ったと評価できない旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件では、配偶者から離婚調停申立書と建物賃貸借契約書が処分庁に提出されており（乙第1号証）、令和4年5月11日は当該建物賃貸借契約書における契約期間の開始日であることから、同日以降も一定期間継続的に、審査請求人と子が起臥寝食を別にする蓋然性が高いことが認められる。

そうだとすれば、子が審査請求人宅を出た日から、支給事由が消滅したと認定された日までの期間が12日間であったとしても、審査請求人と子が別居に至ったと

の判断が誤りであるとはいえない。

イ 審査請求人は、「私が世帯主であり扶養している立場であり、たった1日の家事でのめごとにより一方的に連絡もなく、ましてや外国人（配偶者）だけの意見や貸借書類のみで判断をしてしまうことはとても危険な事だと考えています」と主張するが、これは事前に審査請求人への意見聴取手続がなかった点についての違法または不当の主張と解される。

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、原則として、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない（行政手続法第13条第1項）。

しかしながら、本件処分は不利益処分ではあるものの、金銭の給付決定の取消しを内容とするものであり、行政手続法第13条第2項第4号に該当し、同項の規定により意見陳述に関する規定は適用が除外されていることから、同法に反する違法があるとはいえない。

また、配偶者から処分庁に提出された建物賃貸借契約書は、審査請求人の夫の他に、賃貸物件の貸主の署名押印、宅地建物取引業者の署名押印が求められるものであり、また、離婚調停申立書（乙第1号証）についても裁判所の受付印が押印されているものであるから、配偶者と子が同居していることについて一定の客観的資料をもとに判断されているといえる。

したがって、重ねて、慎重を期して審査請求人からの聞き取りをしなかったからといって、処分を取り消すべき不当な点があるとは認められない。

- 3 その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。
- 4 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査庁の裁決の考え方

- 1 処分庁〇〇〇〇市長が行った児童手当法の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分（令和4年9月15日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号）について取消しを求める部分は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

第7 審査会の判断

- 1 審理員の審理手続について
本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。
- 2 審査会の判断理由について
 - (1) 審査請求人が児童手当の支給要件を満たすか

児童手当は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母であって、日本国内に住所を有するものに対して支給される（法第4条第1項第1号）。父と母の双方が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、父または母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる（同条第3項）が、父および母が生計を同じくしない場合において、そのいずれかが当該児童と同居しているときは、当該児童は、当該同居している者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる（同条第4項）。

これを本件についてみると、「第5 審理員意見書の要旨」の2(1)イにあるとおり、審査請求人は、子に対して一定の監護権の行使をしており、また、子の生計の一部を負担していることが認められるものの、審査請求人と配偶者は、家庭裁判所での夫婦関係等調整調停において離婚協議中であることから生計を同じくしないことが認められ、また、「児童手当・特例給付 認定請求書」（乙第1号証）が提出された時点においては、審査請求人は子と別居し、配偶者が子と同居していることが認められる。令和4年4月30日以降、審査請求人と子が別居している点については、審査請求人も認めるところである（審査請求書）。

したがって、審査請求人については、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする母に当たらないため、法第4条第1項第1号の支給要件を欠くこととなり、児童手当の支給要件を欠く審査請求人に対して処分庁が行った本件処分に、違法な点があるとはいえない。

(2) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、「支給事由消滅を数日間で行う根拠を明確に示して欲しい」「私が世帯主であり扶養している立場であり、たった1日の家事でのめごとにより一方的に連絡もなく、ましてや外国人（配偶者）だけの意見や貸借書類のみで判断をしてしまうことはとても危険な事だと考えています」と主張している。

処分庁は、「令和4年5月24日、配偶者から処分庁に対して法第7条第1項に基づく認定請求がなされ、処分庁は、審査請求人が同月9日に配偶者から離婚調停を申し立てられたこと、遅くとも同月11日以降、配偶者と子が同居しており、審査請求人は配偶者及び子と同居していないこと及び審査請求人と配偶者の生計が同一でないことを知った」と述べている（弁明書）。

本件処分に当たり、処分庁は配偶者から審査請求人と別居をしている旨の聞き取りを行っていることに加えて、配偶者から処分庁に提出された建物賃貸借契約書（乙第1号証）は、審査請求人の配偶者の他に、賃貸物件の貸主の署名押印、宅地建物取引業者の署名押印がなされており、また、離婚調停申立書（乙第1号証）についても裁判所の受付印（令和4年5月9日付け）が押印されているものであるから、上記の配偶者からの聞き取り内容について一定の客観的資料によって裏付けされていると

いえる。

したがって、審査請求人からの聞き取りを行うことなく本件処分を行ったことが違法または不当であるとまではいえない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和5年8月22日	・審査庁から諮問を受けた。
令和6年2月8日 (第33回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・答申の方向性について審議を行った。
令和6年5月17日 (第34回審査会)	・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議および答申案の審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 西 川 真美子

委員 田 中 良 弘

委員 大 谷 雅 代